

資源ごみの持ち去りを禁止

1月1日から

市が認めたごみ集積場や古紙回収（ストックヤード）に出された資源ごみの多くは、リサイクル処理し、貴重な資源として生まれ変わっています。しかし最近、市民の皆さまがせっかく分別をして、有料の指定ごみ袋に入れて出した大切な資源ごみを、収集業者以外の方が持ち去る行為が発生しています。

そこで「国東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部を改正し、1月1日から、ごみ集積場や古紙回収に出された資源ごみは市の所有物として、ごみ収集委託業者以外の方が持ち去った場合、罰則（20万円以下の罰金）が適用されます。

市としては今後、この条例の内容の周知に努めた上で、万が一持ち去りを目撃した時は元に戻すよう警告をし、応じない場合は告発を行います。ご理解ご協力をよろしくお願いします。

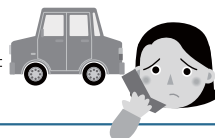
どのようなごみが、持ち去り禁止になりますか

市が認める集積場に出された、リサイクルの対象となる資源ごみが持ち去り禁止となります。具体的には、かん・びん・くず鉄・ペットボトル・古新聞・古紙・ダンボールなどです。



持ち去りを目撃した場合はどうしたらよいですか

直接注意などは行わず、いつ・どこで・車のナンバー・乗っていた人の特徴・三進行方向などを控え、警察または環境衛生課まで連絡をお願いします。



その他不明な点がありましたら、
環境衛生課までお問い合わせください。

■問い合わせ

環境衛生課 ☎0978-72-9001



犬・猫に関する苦情が急増中!

～ペットはルールを守って飼いましょう～



危険です! ～犬の放し飼いは禁止されてます～

- ①屋外で飼う場合は、鎖などでしっかりとつなぐか、柵やオリなどの囲いの中で飼いましょう。
- ②飼主が散歩に行けないからといって、犬を放して好き勝手に散歩させるのはやめましょう。
- ③散歩の時は必ずリード（引き綱）を付け、犬を制御できる人がしっかりと持ちましょう。
特に、「他人への咬傷事故や交通事故防止」のためにも、出来るだけリードを短く持ち、犬を自分の近くにつけるようにしましょう。
- ④万が一、飼犬が人を咬んだ時は、飼主は適切な応急処置をとるとともに、速やかに「東部保健所 国東保健部（72-1127）」または「市役所環境衛生課」に届け出てください。

ペットも家族の一員です! ～ご近所にも配慮し大切に飼いましょう～

- ①猫は感染症予防や交通事故防止のため、また、近所に尿やフン、その他の迷惑をかけないようにするためにも室内で飼いましょう。
- ②尿やフンの放置、鳴き声などで近所に迷惑をかけないようにしましょう。
- ③望まれない不幸な命をつくらないためにも「不妊・去勢手術」を受けさせましょう。
- ④一度飼ったペットは最期まで面倒を見ましょう。
- ⑤迷子になった場合に備え、首輪やリボンには「飼主の連絡先を記入した名札」をつけましょう。
犬には「犬鑑札」か「狂犬病予防注射済票」を首輪につけることが義務付けられています。
もし万が一、居なくなった時にはすぐに捜し始め、「市役所環境衛生課」または「東部保健所 国東保健部」まで連絡してください。

問い合わせ 環境衛生課 ☎0978-72-9001